

住宅災害貸付け

1 貸付条件

組合員が自己の用に供している住宅若しくは住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により1／5以上又はこれと同程度の損害を受け、新築、増改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修をするため資金を必要とするとき。

申込期限は、原則災害を受けた日の翌日から1年以内（激甚災害の場合は、激甚災害期間終了後3年以内）です。

2 内容による条件

住宅貸付けに同じです。

3 貸付限度額

住宅貸付けの限度額の2倍に相当する金額とし、1,900万円を限度とします。

なお、申込金額の内、毎月償還にあてる額は10万円単位、ボーナス償還にあてる額は申込金額の2分の1以内で、50万円単位です。

また、途中で毎月償還のみからボーナス併用償還に変更することはできません。

4 償還回数

360回の範囲内で、申込人が選択する。

ボーナス償還分の回数はその選択した回数の6分の1以内としてください。

なお、途中で償還回数を増やす（償還期間を延ばす）ことはできません。

5 貸付利率

年利0.99%（貸付金保険料0.06%を含む）

※平成19年3月31日までに借受け、現在償還中の貸付けは年利0.93%

6 提出書類

（1）住宅災害貸付申込書【様式第1号（2）：必須】

（2）貸付借用証書【様式第3号（1）：必須】

（3）貸付事業における個人情報に関する同意書【支部様式第20号：必須】

（4）借入状況等申出書【支部様式第21号：必須】

（5）団体信用生命保険制度適用申込書（制度詳細は、別紙参照）

加入希望者のみ提出してください。（申込用紙は支部貸付担当に請求願います。）

（6）添付書類

①直近の給与支給明細書の写し【必須】

②申込人名義の預金通帳の表紙（支店番号・口座番号が記載されたもの）の写し【必須】

③住宅貸付けに準じた添付書類の他、市町村、警察署、消防署等発行のり災証明書【必須】

なお、申込み同時期に短期給付の災害見舞金を請求している場合は、その請求書に添付した証明書の写し。

7 留意事項

（1）「組合員が自己の用に供している」とは、組合員が住居として現に用いている又は用いようとしている（建築中）ことをいいます。

(2) 次のような場合も貸付事由に該当します。

非常災害により住宅及び敷地が崩壊し、修復が不可能となったため、

①土地付き住宅を購入又は賃貸借契約により住宅(貸家)等を借入する場合

②敷地を購入する場合

(3) 「1／5程度の損害」とは、次のいずれかの損害程度の場合をいいます。

①損害資産／総資産＝1／5以上

②損害面積／総面積＝1／5以上

8 その他

災害部分に係る書類以外については、すべて「住宅貸付け」に係る書類に準じます。

また、住宅貸付けと同様、「貸付金借受け後の報告義務」及び「借受中の物件に対する行為の制限」があります。(住宅貸付け：8～9参照)

9 借換え等

(1) 住宅災害貸付けを借受けている者に対して、更に住宅災害貸付けを行うときは借換えとなります。

借受け中の住宅災害貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行います。

(2) 住宅貸付けを借受けている者に対し住宅災害貸付けを行うときは、借換えとなります。

この場合、借受け中の住宅貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて、住宅災害貸付けとして貸付けを行います。

(3) 住宅災害貸付けを借受けている者に対して、住宅貸付けを行う場合は別貸付けとなります。

この場合の貸付限度額は、住宅貸付けの規定により算定した額となり、住宅災害貸付けの未償還元利金を差引いた額の範囲内で貸付けを行うことになります。

(4) 非常災害により住宅に損害を受け、損害の程度が住宅災害貸付けの貸付事由である1／5程度の損害に至らない場合の貸付けは、住宅貸付けとして貸付けを行うことになります。

この場合の貸付限度額は、住宅貸付けにおける貸付限度額の1.5倍に相当する金額として、1,800万円を限度とします。